

## 高齢者地域交流支援事業補助金に関するQ & A

【R8.5.20更新】

	質問	回答
Q11	交流事業を開催し、欠席者には記念品を渡すこととしていますが、出席者にも欠席者と同じ記念品を渡すことはできますか。	対象事業①②に合致する事業を実施される場合は、出席者にも記念品を渡すことは可能です。
Q12	対象期間にグラウンドゴルフ大会をする予定ですが、下記の費用は対象となりますか。 ①大会の景品 ②グラウンドゴルフ用品の他の区からの借り上げ代 ③お茶代 ④イベント保険 ⑤事務用品（マジックペン、チラシ用の紙等）	①対象事業を実施した上で配付する景品、参加賞、記念品等・・・○ ②レンタル代・・・○ ③お茶代・・・○ ④イベント保険・・・○ ⑤事務用品・・・○ 《注意》 備品購入については、原則対象となりませんが、お問合せ下さい。
Q13	区と他団体（区・自治会・振興会以外）とで共催する事業も対象となりますか。	対象事業①②に合致する事業を実施される場合は、他団体との共催にでも対象となります。ただし、区として申請ください。
Q14	区で組んでいる予算の他に、事業（グラウンドゴルフ大会等）への寄付金も収入として良いですか。	事業への寄付金も自主財源として収入に計上いただけます。 《注意》 他の補助金を受けている事業の場合は、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。
Q15	交付申請書に記載した額（申請額）と実績により算定した額（実績額）が違う時はどのような手続きが必要ですか。	交付申請の際は予定金額で記入いただき、その後実績に応じて交付します。 ◆申請額よりも実績額が低い場合 →実績報告書の提出のみ  ◆申請額よりも実績額が高い場合 →既に上限金額で申請している場合は、それ以上の交付はできませんので実績報告書の提出のみ →上限よりも低い金額で申請している場合は、上限までは交付できるため、変更申請を出していただく必要があります。
Q16	事業（グラウンドゴルフ大会）が雨天等のため中止になった際は報告がいらいますか。既に景品を買っている場合は、来年度に持ち越そうと思っていますが、来年度の補助対象となりますか。	事業が中止になった場合は、高齢福祉課までご連絡ください。提出書類をご案内します。 対象事業を変更して実施される場合は、補助金の交付対象となります。変更される場合は、変更承認申請書を提出いただきます。 いずれの場合も、高齢福祉課にご一報ください。 《注意》 開催日や場所等の軽微な変更であれば報告は必要ありません。事業内容の変更の場合にはご報告ください。 既に景品等を購入している場合、その領収書は来年度の申請には使えません。
Q17	事業対象人数が大変多いため、一度に事業実施することができません。このような場合、区内の地域を区切って（組ごとなど）、同事業を複数回実施することも可能ですか。	各区等の状況により、様々な事業実施の形態が考えられます。本補助金の目的は、「地域のつながりを促進すること」ですので、目的に合致する内容・方法であれば補助金の対象とします。まずは、高齢福祉課にご相談ください。

Q18	申請後、何日ぐらいで交付決定がされますか。	およそ1週間で交付決定します。事業開始（物品の購入を含む）は、交付決定以降にお願いします。交付決定日前の日付の領収書では補助対象経費に含まれないため、ご注意ください。
Q19	交流事業でお弁当と一緒に食べたいと考えています。弁当代は補助対象になりますか。	飲食を伴う交流事業も対象となりますので、弁当代も補助対象となります。
Q20	多世代を対象とした交流事業を開催予定です。75歳以上の高齢者の出席が補助上限算定人数より少なくても、上限額まで交付されますか。	対象事業に合致する事業を実施し、その総事業費の3分の2の額が補助上限額より多い場合は、補助上限額まで交付します。 （交流事業に実際に参加された75歳以上の方の人数の報告は不要です）
Q21	高齢者に記念品等を配布する事業と多世代交流事業を組み合わせたいと考えているが、例えば、敬老の日に合わせて75歳以上の方に記念品を配布し、その後の別の日に多世代交流グラウンドゴルフ大会をする場合も補助金の対象になりますか。	交流事業である、グラウンドゴルフ大会や夏祭り行事にかかる費用については、補助金の対象となりますが、別日に配布する記念品の費用は対象となりません。 例えば、多世代交流グラウンドゴルフ大会や夏祭り行事を実施し、その中で●●歳以上高齢者には、敬老祝品を贈呈するという計画であれば、敬老祝品費用も補助対象となります。この場合、当日不参加の●●歳以上高齢者にも敬老祝品を贈呈することは可能です。 目的に合致する内容・方法であれば補助金の対象となりますので、申請前に高齢福祉課にご相談ください。
Q22	高齢者に記念品等を配布する事業と多世代交流事業を組み合わせたいと考えているが、例えば、夏祭り行事を行い、その後の別日に75歳以上の方に記念品を配布する場合は補助金の対象になりますか。	
Q23	住民基本台帳の閲覧時には、区長印は必須ですか。 区長印を持ち出すことに抵抗がありません。	区の事業として、区長からの申請に対して閲覧許可をするため区長印が必要です。 実際に閲覧に来られる方は、区長でなくても良いですが、来られた方の本人確認書類が必要です。  区長印の持ち出しが困難な場合は、HPに掲載している「住民基本台帳閲覧申出書」および「誓約書」を事前にご記入いただき、区長印を押印いただいたものを窓口に提出される方法も可能です。